

## 審 査 基 準

- 1 審査基準は下表のとおりとする。
- 2 委員の審査合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。  
但し、審査合計点を同じくする者がいた場合は、委員において協議し決定する。
- 3 基本配点の平均点が30点未満の応募者は不採択とする。

評価項目	評価基準	配点／人
事業の目的・趣旨との整合性	・農業の現状・課題と人材育成の重要性を把握しているか	5
	・本事業の目的や趣旨を理解した内容になっているか	5
事業内容の妥当性	・「経営継承計画の作成支援」を踏まえたカリキュラムとなっているか	5
	・講師には、農業の経営継承支援に精通している事業承継士に加え、農業経営アドバイザーの資格を持つ中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の経営継承計画作成に関連性のある専門家、経営継承の先進事例農家といった外部講師を積極的に活用しているか	5
	・業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールになっているか	5
事業効果	・移譲者、後継者が経営継承計画作成の必要性を意識し、自ら計画の作成に進めるような計画作成支援に加え、講座の後にスムーズに経営継承を進められる取組みを検討しているか	10
業務遂行能力	・業務を実施できる十分な管理責任体制があり、適切な運営をすることができるか	5
	・業務を実施できる必要な専門的機能や知識を有しているか	5
事業費	・業務内容に対し、適切な経費が計上されているか	5
合 計		50